

BSE対策に関する調査結果(平成28年9月末日分)

平成29年3月

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課

1 調査の趣旨

食品安全委員会が平成24年10月及び平成25年5月に取りまとめた、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、関係省令を改正し、全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部(扁桃を除く。)及び脊髄を除外し、BSE検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超(平成25年4月)、さらに48か月齢超(平成25年7月)とした。このため、特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)や検査対象月齢(48か月齢超)による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示した(平成25年2月、同年6月、平成27年3月)。なお、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査が廃止となり、分別管理については特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)及びBSEスクリーニング検査を実施した病畜が対象となる。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、日々、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理による特定部位の除去、廃棄及び焼却等が行われており、関係法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場における、BSE対策に関する実態調査を定期的に行っている。

2 調査結果

	平成28年 9月末	平成27年 9月末
1 調査対象施設	141 施設	143 施設
牛のみのと畜場数	79 施設	81 施設
牛及びめん山羊のと畜場数	58 施設	56 施設
めん山羊のみのと畜場数	4 施設	6 施設
2 通常の牛のスタンニング方法		
(1)スタンガン(とさつ銃)のみを使用していると畜場数	123 施設	119 施設
(2)スタンガン及びと畜ハンマーを併用していると畜場数	8 施設	13 施設
(3)と畜ハンマーのみを使用していると畜場数	6 施設	5 施設
(4)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0 施設	0 施設
3 月齢による分別管理について		
(1)分別管理を行っている月齢		
① 30か月齢以下、30か月齢超～48か月齢以下、48か月齢超の3区分に分別管理している	66 施設	66 施設
② 48か月齢以下、48か月齢超の2区分に分別し、全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている	71 施設	71 施設
(2)分別管理の方法		
① 曜日等、日によって分別管理している	6 施設	6 施設
② 時間によって分別管理している	21 施設	20 施設
③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	81 施設	82 施設
⑤ その他	29 施設	29 施設
4 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)の使用について		
① 作業場所により30か月齢超の牛の頭部と分別している	10 施設	12 施設
② 時間により30か月齢超の牛の頭部と分別している	22 施設	21 施設
③ その他の方法により30か月齢超の牛の頭部と分別している	14 施設	9 施設
④ 30か月齢以下の牛の頭部を食品として使用していない	91 施設	95 施設
(2) ① 30か月齢超の牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。	136 施設	136 施設
② 30ヶ月齢超の牛を受け入れていない	1 施設	1 施設

5 舌扁桃の除去について		
(1) 左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	13 施設	10 施設
(2) 最後位有郭乳頭から舌根側にかけて舌表面(上皮～粘膜固有層)を除去している	98 施設	101 施設
(3) その他	26 施設	26 施設
6 牛の特定部位の焼却について (重複を含む)		
(1) と畜場内の施設で焼却している	32 施設	36 施設
(2) 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	34 施設	31 施設
(3) 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	15 施設	13 施設
(4) 専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	50 施設	47 施設
(5) 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	12 施設	18 施設
7 文書の作成等に関すること		
(1) 特定部位の処理に係る点検及び確認並びに記録について		
①SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している	141 施設	143 施設
②SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない	0 施設	0 施設
③SSOPを定めていない。	0 施設	0 施設
(2) SSOPに関して不備等があり見直しを指導した施設 (9に再掲)	2 施設	施設
8 HACCPに関すること		
(1) HACCPによる衛生管理を行っている施設数 (注:BSE以外の衛生管理項目も含む)	44 施設	施設
(2) 月齢による分別管理・特定部位の取扱いをHACCPプランのCCPとして管理している施設	1 施設	施設
9 指導に関すること		
(1) 平成27年10月1日～平成28年9月30日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設。	3 施設	施設
(2) (1)で指導した内容について		
○ と畜検査員の確認まで特定部位の焼却を行わないことに関する明確な記載がSSOPになかった。		
○ 特定部位の管理に関しては、すべての牛を30ヶ月齢超として取り扱うこととしているが、枝肉の冷却工程で特定部位と可食部位への交差汚染を想定した危害要因分析が行われておらず、当該工程のSSOPにも関連する記載がなかった。		
○ 特定部位の保管容器に「特定部位専用」とする表示がなかった。		